選挙公営(公費負担)の手引き【別冊】 公費負担に係る各様式集

壮瞥町選挙管理委員会

目 次

第1	選	挙運動用自動車の使用	
1	_	-般運送契約(ハイヤー方式)の場合	
	1	選挙運動用自動車運送契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	選挙運動用自動車使用契約届出書・・・・・・・・・・・	3
	3	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・・・・・・	4
	4	請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・	5
	(5)	請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)・・・・・	6
2	そ	の他の契約(個別契約方式)による場合	
(-	1) É	動車の貸与者との契約による場合	
	1	選挙運動用自動車車輌賃借契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	選挙運動用自動車使用契約届出書・・・・・・・・・・・	9
	3	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・・・・・	1 0
	4	請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・	1 1
	(5)	請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)・・・・・	1 2
(2	2) 自	動車の燃料の供給者との契約による場合	
	1	選挙運動用自動車燃料供給契約書・・・・・・・・・	1 4
	2	選挙運動用自動車使用契約届出書・・・・・・・・・	1 5
	3	選挙運動用自動車燃料代確認申請書・・・・・・・・・	16
	4	選挙運動用自動車燃料代確認書・・・・・・・・・・	1 7
	(5)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)・・・・・・・・	1 8
	6	請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・	19
	5	請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)・・・・・	2 0
((3)	動車の運転手との契約による場合	
	1	選挙運動用自動車運転契約書・・・・・・・・・・・	2 2
	2	選挙運動用自動車使用契約届出書・・・・・・・・・・	2 3
	3	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)・・・・・・・・	
	4	請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・・	
	<u>(5)</u>		

第2	選	挙運動用ビラの作成
	1	選挙運動用ビラ作成契約書・・・・・・・・・・28
	2	選挙運動用ビラ作成契約届出書・・・・・・・・・29
	3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書・・・・・・・30
	4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書・・・・・・・・31
	(5)	選挙運動用ビラ作成証明書・・・・・・・・・32
	4	請求書(選挙運動用ビラの作成)・・・・・・・・33
	5	請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)・・・・・・・34
第3	選	挙運動用ポスターの作成
	1	選挙運動用ポスター作成契約書・・・・・・・・・36
	2	選挙運動用ポスター作成契約届出書・・・・・・・・37
	3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書・・・・・・・38
	4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書・・・・・・・39
	(5)	選挙運動用ポスター作成証明書・・・・・・・・・40
	4	請求書(選挙運動用ポスターの作成)・・・・・・・41
	5	請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)・・・・・・42
参考		
	公칼	貴負担契約の印紙税法適用について・・・・・・・・・43

- 第1 選挙運動用自動車の使用
 - 1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

選举運動用自動車運送契約書

\ <u>+</u>	土瞥町		修補者				_(以下「甲」	という) と
		_ (以下「Z	コとい	う) は、	選挙運動用	自動車の道	運送について、	次のとおり
契約	かを締結する。							
1	使用目的	公職選挙法	法第14	1条に	基づき、選挙	運動のため	りに使用する。	
2	自動車登録番号	<u>.</u>						
	又は車両番号							
3	台 数	1台						
4	使用期間	令和	_年	月	日から			
		令和	年	月	日まで	日	間	
5	契約金額			円	(消費税及び	地方消費	税を含む)	
		(内訳)	1月			×E	間	
6	きせ及び支払い							

6 請求及び支払い

この成約に基づく契約金額については、乙は、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、壮瞥町に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、壮瞥町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合 は、乙は壮瞥町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団 体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団 員等」という。) であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず 下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年	月	1	
甲	壮瞥町	選挙候補者	
	住 所		
	氏 名		FI
乙	住所(所在地	1)	
	名 称		印
	代表者氏名		HI

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 壮瞥町 選挙 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

初处左旦□	契約の相手方の氏名又は	契 約	/ 世· 之	
契約年月日	名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	備考

2 1に掲げる契約以外の場合

	days 6.6		契	約 内	容	
項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはそ の代表者の氏名	自動車登 録番号又 は車両番号	借入れ期間等	契約金額	備考
自動車の						
借入れ						
燃料代						
害むエの						
運転手の						
雇用						

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてく	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合						
ださい。)	2 上記	2 上記1に掲げる契約以外の場合					
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名							
車種及び自動車登録番号又は車	両番号	運送等年月日		運送等金額	備	考	
		年	月	日	円		

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が壮瞥町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、壮瞥町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られてますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動 車以外の選挙運動用自動車については、壮瞥町に支払を請求することができません。

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

印

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 本・支店

フリガナ

口座名

口座番号 (総合・当座・普通)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請 求 金 額(C)	備考
	円×1台	64,500 円×1台	Ш	
	= 円	=64,500円	円	
	円×1台	64,500円×1台		
	= 円	=64,500円		
	円×1台	64,500円×1台		
	= 円	=64,500円		
	円×1台	64,500 円×1台		
	= 円	=64,500円		
	円×1台	64,500 円×1台		
	= 円	=64,500円		
	円×1台	64,500 円×1台		
	= 円	=64,500円		
	円×1台	64,500 円×1台		
	= 円	=64,500円		
= +				

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

- 第1 選挙運動用自動車の使用
 - 2 その他の契約(個別契約方式)による場合
 - (1) 自動車の貸与者との契約による場合

選挙運動用自動車車輌賃借契約書

4	士瞥町	選挙候	補者		(<u>L</u>	J下「甲」という) と	
				下「乙」	という) は、	選挙運動のために依	 使用する自動車
につ	ついて、次のとお	り借入れ契約	約を締結	する。			
1	使用目的	公職選挙	法第14	1条に	基づき、選挙道	動のために使用する	5.
2	自動車登録番	号					
	又は車両番	号				<u></u>	
3	台数	1台					
4	使用期間	令和	年	月_	日から		
		令和	年	月_	日まで	日間	
5	契約金額			円	(消費税及び	地方消費税を含む)	
		(内訳)	1 日		円×	日間	
6	請求及び支払い						

この成約に基づく契約金額については、乙は、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、壮瞥町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、壮瞥町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は壮瞥町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年	月日		
甲	壮瞥町	選挙候補者	
	住 所		
	氏 名		FI
乙	住所(所在地)		
	名 称		
	代表者氏名		

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 壮瞥町 選挙 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

却处左旦旦	契約の相手方の氏名又は	契 約	備考	
契約年月日	名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	加布

2 1に掲げる契約以外の場合

	±n 44-		契	約 内	容	
項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	自動車登 録番号又 は車両番号	借入れ期間等	契約金額	備考
自動車の						
借入れ						
燃料代						
然件几						
運転手の						
雇用						

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

年 月 日

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送等契約区分	1 一般	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合					
(該当する番号に○印をしてく ださい。)	2 上記	上記1に掲げる契約以外の場合					
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名							
車種及び自動車登録番号又は車	運送	等年月	目	運送等金額	考		
				日	円		

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が壮瞥町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、壮瞥町に支 払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られてますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動 車以外の選挙運動用自動車については、壮瞥町に支払を請求することができません。

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

印

壮警町議会議員及び壮警町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 本店・ 支店

フリガナ

口座名

口座番号 (総合・当座・普通)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入

使用年月日	運送金額(A)		基準限度額(B)	請 求 金 額(C)	備考
		円×1台	16,100 円×1台	Ш	
	=	円	= 16,100円	円	
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
		円×1台	16,100 円×1台		
	=	円	= 16,100円		
計				円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

- 第1 選挙運動用自動車の使用
 - 2 その他の契約(個別契約方式)による場合
 - (2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

選挙運動用自動車燃料供給契約書

壮		選挙候補者		(以	下「甲」とい	ハう) と	
		(以下	「乙」という)	は、選挙運動	加用自動車の	燃料供給について、	
次の	つとおり契約を締結	する。					
1	供給する期間	令和年_	月日カ	いら令和年	三月	_日まで	
2	供給場所	所在地					
		名 称					
3	自動車登録番号						
	又は車両番号						
4	単 価	単価10	当たり	円 銭	(消費税を	含む)	
5	契約金額	上記の単価	iに期間中の供	給送料を乗じ	た額(1円表	未満の端数を生じた	.場
		合は、円未	満を四捨五入	する)を契約	金額とする。		

6 請求及び支払い

この成約に基づく契約金額については、乙は、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、壮瞥町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、壮瞥町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は壮瞥町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年	月	日		
甲	壮瞥町		選挙候補者	
	住 所			
	氏 名			EI
乙	住所(所在	:地)		
	名 称			
	代表者氏名			(FI)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 壮瞥町 選挙 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

700 10 MM 1								
初处年日日	契約の相手方の氏名又は	契 約	内 容	備考				
契約年月日	名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	佣布				

2 1に掲げる契約以外の場合

	±n 44		契	約 内	容	
区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	自動車登 録番号又 は車両番号	借入れ期間等	契約金額	備考
自動車の						
借入れ						
44						
燃料代						
運転手の						
雇用						

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契	約	年	月	日		年	月	日	
2	2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに									
Ý	法人にあってはその代表者の氏名									
3	燃料	の供給を受	受ける選挙	運動用自	動車の自動					
]	車登録番号又は車両番号									
4	確	認	申請	金	額				円	

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)		
燃料代 計 (A)+(B)		
備考		

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載 された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累計金額(A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

確認番号第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長



壮警町議会議員及び壮警町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

記

- 1 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動 用自動車の自動車登録番号又 は車両番号
- 4 確認金額

Щ

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使 用証明書 (燃料) とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は壮瞥町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年 月 日

 年
 月
 日執行

 壮瞥町
 選挙

 候補者氏名

次のとおり燃料の供給を受けたことを証明します。

記

燃料供給業者の氏名 名称及び住所並びは あってはその代表者	法人に				
燃料供給年月日	自動車登録番 車両番号	号又は	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日			リッ トル	円	

- 1 この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録 番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた 日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が壮瞥町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、壮瞥町に支払を請求することができません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

印

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 ______ 本店・ 支店

フリガナ

口座名

口座番号 (総合・当座・普通)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月	月日	自動車登録 番号又は 車両番号	販売金額(A)		基準限度額(B)	請求金額(C)	備	考	
	年			円×	リツトル	/	/		
月	日		=		円				
	年			円×	リツトル				
月	日				円				
	年			円×	リツトル				
月	日		=		円				
	年			円×	リツトル				
月	日		=		円				
	年			円×	リツトル				
月	日		=		円				
	年			円×	リツ トル				
月	日				円				
	年			円×	リツ トル				
月	日		=		円				
計(税)	入)				円	円	円		

- 1 公費の支払の請求ができるのは、壮瞥町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録 番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額(A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額(B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 5 「請求金額(C)」の計欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

- 第1 選挙運動用自動車の使用
 - 2 その他の契約(個別契約方式)による場合
 - (3) 自動車の運転手との契約による場合

選挙運動用自動車運転契約書

4	士瞥町	選挙候補	者	(<u>L</u>	「甲」という)	ک
		(以下「乙」とい	う) は、甲が使用	する公職選挙法第	第141条
にえ	定める選挙運動用自	動車の運転に	ついて、次のと	おり契約を締結す	⁻ る。	
1	運転する期間	令和年	月日:	から		
		令和年	月日	まで日間		
		原則として	、毎日時	分から時_	<u></u> 分まで	
2	自動車登録番号					
	又は車両番号					
3	契約金額	/ [-)	·	(消費税及び地方)		
	3+ N.T > N-1-11 \	(内訳)	1日につき		<u></u> <u>H</u>	
4	請求及び支払い	ナカシム ヘ かず) マー) . —) 1. — →) 1.		www.日の田	ソカートいしつ
,	この成約に基づく		•	,		•
	選挙運動の公費負担な手続きない。			四」(これ) し雨水り る	りもいとし、甲はこ	_ / いこ 少 安
,	な手続きを遅滞なく なお、壮瞥町に請			たわいレキ/H F	ルナファサレーズド	2 変ないまと
	なね、社質可に調 かに支払うものとす		、 天亦小立行()(一何)	/こ/より 'こ さ/よ、 サ	いよ口に対し、个対	
,	ただし、甲が公職	- 0	条 (供託物の没)	切)の規定により	供託物を沿収され	1た場合
l	は、乙は壮瞥町には	. — • • • • • •		(X) V2/96/C(CA)		<i>010-77</i> 7 []
	その他	ιμητίτ C 0	U			
	甲は、次の事情が	生じたときは	催告なしにこの	契約を解除するこ	.とができる。	
(1)乙が組織又は集	団の威力を背	景に集団的又は	常習的に暴力的不	「法行為を行う恐ね	れがある 団
	体の関係者又は暴	力団員と社会に	的に非難される	べき関係を有して	いるもの(以下、	「暴力団
	員等」という。)	であると判明	したとき。			
(2	2) 乙がこの契約に	係る下請契約	等の相手方が暴	力団員等であるこ	とを知ったにもれ	かかわらす
	下請契約等を解除	しなかったと	き。			
(3	3) 乙がこの契約に	違反したとき	0			
,	この契約の証として	、本書2通を	作成し、当事者	記名押印のうえ各	-自1通を保有する	, o
		-				
		年	月日	777 V. (-1-1-1	<u>></u> -+•∕	
		甲	壮瞥町	選挙候補		
			住 所			
			氏 名			
		乙	住所(所在均	也)		
			名 称			
			代表者氏名			(ED)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 壮瞥町 選挙 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

却 发左日日	契約の相手方の氏名又は	契 約	/ 世之	
契約年月日	名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	備考

2 1に掲げる契約以外の場合

	±π - √-	初始の担工士の氏をフルタ	契	約 内	容	
項目	型 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	自動車登録番号又	借 入 れ 期 間 等	契約金額	備考
区分			は車両番号	朔 间 守		
自動車の						
借入れ						
燃料代						
73.00 11 1 1						
運転手の						
雇用						

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年 月 日

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり運転手を雇用したことを証明します。

記

運転手の氏名及び住所	住	所					
(全有)了V/4/X(U/11/)	氏	名					
雇用年月	日	報	酬	Ø	額	備	考
年 月 日					円		

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に 提出してください。
- 2 運転手が壮瞥町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は壮瞥町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、壮瞥町に支払を請求することができません。

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

(II)

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 ______ 本店・ 支店

フリガナ

口座名

口座番号 (総合・当座・普通)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
	円	円	円	
計				

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第2 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

4	士瞥町	_選挙候補者(以下「甲」という)と
		(以下「乙」という)は、選挙運動用ビラの作成について、次のとお
りき	契約を締結する。	
1	品 名	公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
2	規格	
3	数量	枚
4 契約金額		円 (消費税及び地方消費税を含む)
		(内訳) 単価
5	納入期限	令和
6	建せ及び古せい、	

6 請求及び支払い

この成約に基づく契約金額については、乙は、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、壮瞥町に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、壮瞥町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合 は、乙は壮瞥町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団 体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団 員等」という。) であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず 下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年	月日		
甲	壮瞥町	選挙候補者	
	住 所		
	氏 名		FI
乙	住所(所在地)		
	名 称		_
	代表者氏名		FI

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は	契約	/#: + / .	
	名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	備考
年月日		枚	円	

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 選挙運動用ビラの種類ごとに見本を2枚添付してください。(この届出書を提出する際に見本が作成されていない場合は、見本の作成後直ちに当該見本を提出してください。)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

枚

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名
- 3 確認申請枚数

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累計枚数(a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

確認番号第

号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会

委員長

選挙



壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

記

- 1 年 月 日執行 壮瞥町
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明 書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、壮瞥町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはそ の代表者の氏名				
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備			考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が壮瞥町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、壮瞥町に支払 を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 町議会議員選挙

ア 枚 数 1,600枚

イ 限度額 作成単価(7円73銭を超えるときは、7円73銭)×当該作成枚数 =限度額

(2) 町長選挙

ア 枚 数 5,000枚

イ 限度額 作成単価(7円73銭を超えるときは、7円73銭)×当該作成枚数 = 限度額

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

(印)

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

1 請 求 金 額

円

選挙

2 内 訳 別紙請求内訳書記載のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町

- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号
フリガナ			
口座名義人			

※ この請求についての連絡先を記入してください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

- 1 公費の支払の請求ができるのは、壮瞥町選挙管理委員会が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請求内訳書

(選挙運動用ビラの作成)

作成枚数				基準限度額				請求金額					
単価	枚	数B	金	額	単価	枚	数	金	額	単価	枚 数		金 額
A			($C(A \times B)$	D		Е	-	$E(D\times E)$	G	Н		$I(G \times H)$
円		枚		円	円		枚		円	円	t	女	円
					7. 73								

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第3 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書

4	士瞥町		_選挙候補者	<u>د</u> ا			(以下「甲」。	という) と	
				(以下「Z	こ」とい	う) は、選	挙運動用ポ	スターの作成に	ついて、
次位	のとおり	契約を締約	告する。						
1		名	公職選挙法	第143	3条第15	頁第5号に	定めるポスク	ター	
2	規	格				_			
3	数	量		枚					
4	契 約	金 額		円	(消費税	及び地方	肖費税を含む	?)	
			(内訳)	単価		円	銭×	枚	
5	納入	期 限	令和	年	月	月			
6	請求及	び支払い							

この成約に基づく契約金額については、乙は、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、壮瞥町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、壮瞥町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は壮瞥町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年	月日		
甲	壮瞥町	選挙候補者	
	住 所		
	氏 名		
乙	住所(所在地)		
	名 称		_
	代表者氏名		

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並				
契約年月日	びに法人にあってはその代表者の氏名	作成契約枚 数	作成契約金額	1 枚 当たり単価	備考
年 月 日		枚	円	円	

備 考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会委員長 様

年月日執行壮瞥町選挙候補者氏名

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契	約	年	月	目	年	月	日	
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名									
3	確	認	申請	枚	数				枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数(B)	枚	枚
枚 数 計 (A)+(B)	枚	枚
備考	枚	

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受ける ためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累計枚数(A)」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号第

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

年 月 日

壮瞥町選挙管理委員会 委員長

(fil)

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、 次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

記

- 1 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動ポスター作成に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は壮瞥町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

 年
 月
 日執行

 壮瞥町
 選挙

 候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

記

ポスター(び住所並で表者の氏/	びに法人	の氏名又にあって	は名称及はその代	
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備			考	

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が壮瞥町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、壮瞥町に 支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に60,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) $\times(1)$ の枚数

年 月 日

請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

(宛先) 壮瞥町長

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名

(FII)

)

壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の 金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書記載のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 壮瞥町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 _____ 本・ 支店___

フリガナ

口座名

口座番号 (総合・当座・普通

- 1 公費の支払の請求ができるのは、壮瞥町選挙管理委員会が選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成拡明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、壮瞥町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

当該		作成枚数			基準限度額			請求金額		
選にけポタ掲場	単価 A	枚 数 B	金 額 C(A×B)	単価 D	枚 数	金額 E F(D×E)	単価 G	枚 数 H	金 額 I(G×H)	
箇所	円	枚	円	円 2,477	₹ 3		円	枚	円	

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 I 欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

参考資料

○公費負担契約の印紙税法適用について

	一般運送契約 (ハイヤー方式)		印紙税法別表第1 1-4運送に関する契約書 ・1万円以上10万円以下のもの 200円 ・10万円超~50万円以下 400円 ・50万円超~100万円以下 1,000円		
選挙運動用自動車		自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外		
日到中		燃料供給	単価契約は3ヶ月以内は印紙税法の対象外		
	その他の契約(個別契約方式)	運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれ ば、上記「印紙税法別表第1 1-4運送に関 する契約書」に該当する		
ビラの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・1万円以上100万円以下のもの 200円		
ポスターの作			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・1万円以上100万円以下のもの 200円		